

Title	減損会計再論(4)
Sub Title	Accounting for the impairment of asset (4)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2015
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.58, No.3 (2015. 8) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	<p>本稿では、満期保有目的金融資産に関するいわゆる減損について、キャッチアップ方式・プロスペクティブ方式の妥当性について具体的に検討する。</p> <p>まずキャッチアップ方式を(3)で取り上げるが、結論的には、①損益計算に関して、将来のキャッシュフローの減少が判明した時点以降において、当初と同じ利率による受取利息額を獲得できることの根拠が、欠如していること、②資産評価に関して、将来のキャッシュフローの減少が判明した時点において、満期保有目的金融資産が当初利率に基づく割引現在価値で評価されることの根拠が、欠如していること、そして、③減損の仕訳に関して、将来のキャッシュフローの減少が判明した時点において、その仕訳が計上されることの根拠が、欠如していること、といった理由により、キャッチアップ方式は、理論的に成立しないと筆者は考えている。</p> <p>それに対して、プロスペクティブ方式に関しては、①不良債権と正常債権との整合性が欠如していること、および②貸し手による損失回避行動の可能性(利益操作の可能性)があることといった批判があるが、それらは、いずれも、理論的に妥当ではないと筆者は考えている。なお、さらに、[改定償還額<改定時点の簿価]のさいには、プロスペクティブ方式では、一般に、評価損失が計上されるとみなされているので、③評価損失計上と損益計算との整合性が問われなければならない。しかしこの点については、評価損失を計上すること自体が、プロスペクティブ方式のそもそもの基本的発想に悖っていると筆者は考えているので、この批判も当たらないというのが、筆者の結論である。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20150800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

減損会計再論（4）

笠井昭次

<要約>

本稿では、満期保有目的金融資産に関するいわゆる減損について、キャッチアップ方式・プロスペクティブ方式の妥当性について具体的に検討する。

まずキャッチアップ方式を（3）で取り上げるが、結論的には、①損益計算に関して、将来のキャッシュフローの減少が判明した時点以降において、当初と同じ利率による受取利息額を獲得できることの根拠が、欠如していること、②資産評価に関して、将来のキャッシュフローの減少が判明した時点において、満期保有目的金融資産が当初利率に基づく割引現在価値で評価されることの根拠が、欠如していること、そして、③減損の仕訳に関して、将来のキャッシュフローの減少が判明した時点において、その仕訳が計上されることの根拠が、欠如していること、といった理由により、キャッチアップ方式は、理論的に成立しないと筆者は考えている。

それに対して、プロスペクティブ方式に関しては、①不良債権と正常債権との整合性が欠如していること、および②貸し手による損失回避行動の可能性（利益操作の可能性）があることといった批判があるが、それらは、いずれも、理論的に妥当ではないと筆者は考えている。なお、さらに、[改定償還額<改定時点の簿価]のさいには、プロスペクティブ方式では、一般に、評価損失が計上されるとみなされているので、③評価損失計上と損益計算との整合性が問われなければならない。しかしこの点については、評価損失を計上すること自体が、プロスペクティブ方式のそもそもの基本的発想に悖っていると筆者は考えているので、この批判も当たらないというのが、筆者の結論である。

<キーワード>

キャッチアップ方式、プロスペクティブ方式、将来キャッシュフロー（償還額）の見通し、資金回収の状況、債券投資の基本的枠組、投資利益率、正常債権、不良債権、譲渡債権、資金の自律的回収、観念的に想定された規範的命題

（3）キャッチアップ方式の理論的問題点

（i）損益計算の妥当性

会計というのは、本来、現在までに生じた経済事象（企業の経済活動）を忠実に表現することによって、当該企業が委託された資金を効率的に運用したかどうかの評定を可能にする、という

役割を担っている。しかし、キャッチアップ方式においては、改定時点（将来の期待償還額の減少が見込まれた時点、前稿の事例では、第Ⅱ期期末時点）以降においても、当初の利子率に基づく受取利息が獲得されなければならない、ということがいわばア・プリオリに想定されてしまっている。そして、そうなるように、改定時点（第Ⅱ期期末時点）の割引債の評価額が、決定されるのである。したがって、将来の期待償還額の減少が見込みどおりに推移すれば、当然のごとく、当初の利子率に相当する投資利益率が獲得できる。つまり、改定以前と同じ程度に効率的に運用されたということになってしまうが、本当に、そのように考えてしまってよいのであろうか。改定時点前後で、将来の期待償還額に相違があったにもかかわらず、資金の運用効率が同じである（同一の投資利益率が獲得できる）、ということなどあり得るのであろうか。筆者にはいささか奇異に思われるので、この点を検討しなくてはならない。

問題は、改定時点以降においても、当初の利子率に相当する受取利息が獲得されなければならない、ということの理論的根拠であるが、それが明らかにされているとは、とうてい言えないのである。そこで、ここでは、キャッチアップ方式を正当化しているかに思われる米山〔2003〕を取り上げ、この問題を考えることとしたい。

米山〔2003〕は、投資の成果の捉え方に関する正常な債権と不良化した債権との整合性（おそらく、不良化した債権も正常な債権と同じ投資利益率を獲得できるべきだ、という意味における整合性）という視点から、キャッチアップ方式が採用されたことの理由を説明しようとしているようである（制度的に採用されたことの理由を説明しているにすぎず、その理論的根拠を究明しているかどうかには疑問が残る）。しかし、その主張は、必ずしも理解容易ではないので、いささか長文にわたるが、該当箇所を全面的に引用することにしたい（米山〔2003〕53～54ページ、ただし、傍点および下線（波線・点線・二点鎖線・一重線・二重線・一点鎖線）は、笠井が付した）。

先述のとおり米国 FASB（SFAS 第114号のこと……笠井注）は、配分計画の修正後もそれ以前と同様、当初の実効金利にみあう収益を計上するやりかたを指示している。つまり不良化の前後で、利息収益に係る経験的解釈の整合性を保とうとしている。それはキャッシュフローに係る将来見通しの変化にもかかわらず、債権投資のなかに何か変わらない部分がみられるためと考えられる。変わらない部分とは何かを考えてみると、時の経過を待つて自律的に回収を図るのが最善の選択ということ、すなわち債権投資に寄せられた期待には、基本的な違いが生じていないことに気づく。ここでは債権の譲渡や、担保物件の処分が最善の選択となるような変化は生じないものと想定しているから、将来見通しの変化は、債権投資の基本的枠組みに係る継続性を絶つようなものではない。

にもかかわらず、prospective approach のような形で実効金利を引き下げてしまうと、各期に配分される利息収益は修正の前後で大きく食い違うこととなる。こうした相違は、期間損益の経験的な意義づけを困難なものとする。修正の前後で会計上の投資収益率が大きく異なれば、修正を契機に債権投資は大きく変質したものとみるのが、むしろ自然な解釈と考えられるからである。

こうした誤解を避け、債権の不良化にもかかわらず、投資に寄せられた期待に基本的な変化がみられないことを期間損益に反映させるためには、修正前後において会計上の投資収益率の持つ意味が変わらないようにすればよい。見積り修正後も当初の実効金利による割り引きや割戻しを指示している理由としては、このようなものが考えられる。

不敏な筆者には難解な主張であり、その真意を正しく把握したかどうかは定かではないが、筆者なりに理解し得たところを纏めておこう。上の引用文によれば、どうやら、正常債権に対して、「不良化した債権」、および「譲渡や担保物件の処分が最善の選択となる債権」というふたつの債権が、想定されているようである。そこで、ここでは、便宜、前者を不良債権、後者を譲渡債権とよぶことにする。

このみっつの債権の特質が、どうやら、[A] 将来キャッシュフロー（償還額）の見通し（点線部分）、[B] 資金回収の状況（一重下線部分）、[C] 債権投資の基本的枠組ないし債権投資に寄せられた期待（二重下線部分）、そして [D] 投資利益率¹⁷⁾の状況（一点鎖線部分）という4つの要素によって語られているようである。具体的には、不良債権を中心に論じられているので、まずそれをみてもみると、不良債権というのは、[A] については、将来のキャッシュフロー（償還額）の減少が想定されているが（点線部分）、しかし、それにもかかわらず、変わらない部分（二点鎖線部分）がある。その変わらない部分というのは、具体的には、次の3点を意味しているようであ

17) ここで、本文に掲載した米山 [2003] の引用文における用語法につき、2点ほど、注意を喚起しておく。まず第1は、米山 [2003] においては、傍点を付したように、受取利息に関しても、投資利益率ではなく、投資収益率となっている。

さらに、その引用文においては、利息収益という用語も頻出している。しかしながら、受取利息という損益には、それに対応する費用という概念など、ない。そこには、犠牲と成果との関係としての費用と収益というふたつの概念など存在しないのである。つまり、受取利息は、一面的損益計算形態に属しており、そこでは、時間的報酬としての利得（損失）という概念しか、存在しないのである。したがって、利息収益などという用語は、資本貸与活動に基づく損益を、価値生産活動の概念で把握しようとするもので、理論的にみて妥当ではない。そこで、ここでは、以下において、便宜、投資収益率に代えて、投資利益率という用語を用いることにする。

そして第2は、本文での引用文にあるように、「米国 FASB は、配分計画の修正後もそれ以前と同様、当初の実効金利にみあう収益を計上するやり方を指示している」が、そのことによって、波線で示したように、利息収益に係る経験的解釈の整合性が得られると米山 [2003] は主張するのである。逆に言えば、プロスペクティブ方式の場合には、改定後の利子率は低下してしまうが、そのことによって、波線部分で示したように、「期間損益の経験的な意義づけ」が困難になると米山 [2003] は主張するのである。しかし、こうした引用文の波線部分に見られる、解釈あるいは意義づけに冠された「経験的」という用語は、一体何を意味しているのであろうか。

本文で掲げた事例で具体的に見れば、キャッチアップ方式によれば、改定前も改定後も、10%の利子率が獲得されるが、この場合には、どうして、経験的解釈の整合性が得られるのであろうか。それに対して、プロスペクティブ方式によれば、改定前が10%であるのに対して、改定後は6%になるが、この場合には、どうして、経験的意義づけが困難になるのであろうか。筆者には理解し難い。

ごく素朴に考えれば、正常債権の場合には、将来の期待キャッシュフロー（償還額）が同じなので、異なる利子率が得られたとすると、経験的意義づけが困難になる、ということは理解できる。しかし、不良債権の場合には、将来の期待キャッシュフロー（償還額）が相違しているいじょう、利子率が異なっているほうが、経験的意義づけを可能にするのではないだろうか。

いずれにしても、米山 [2003] における「経験的」という用語は、筆者には理解し難い。

る。すなわち、まず第1に、[B] 資金回収の状況（一重下線部分）からすれば、不良化した後にも（改定時点以後にも）、自律的回収が企図されていることである。第2に、[C] 債権投資の基本的枠組（二重下線部分）の点からは、不良化の前後で、債権投資に寄せられた期待に基本的な相違がないということである。そして第3に、そのことは、[D] 投資利益率（一点鎖線部分）の視点からは、不良化した後にも（改定時点以後にも）、投資利益率が変わらないこと（つまり、当初の利子率が獲得できること）を含意していると断定されてしまっているようである。

以上のように、ここでは、[B] 資金回収の状況、[C] 債権投資の基本的枠組、そして [D] 投資利益率の三者が、同義語であるかのように、結び付けられてしまっている点には、くれぐれも留意すべきであろう。すなわち、自律的な回収により受取利息が獲得されているいじょう、[B] と [C] とが同一次元の概念であることは理解できるが、その [B]・[C] から [D] 投資利益率の同額性（改定時点以降における当初の利子率の獲得）が、本当に演繹できるのであろうか。直観的には、そうした素朴な疑問が湧出するのである。

それはともかく、このような視点から、一方、正常債権をみれば、[A] については将来のキャッシュフロー（償還額）は不変、[B] については自律的回収、[C] については債権投資の基本的枠組は不変、そして [D] についても投資利益率は不変（つまり、当初の利子率の獲得）ということになる。つまり、[A] 以外は、不良債権と同じ特質をもっているとみなされているわけである。他方、譲渡債権に関しては、[A] については将来のキャッシュフロー（償還額）の減少、[B] については自律的回収の断念（売却処分）ということになり、したがって、[C] については債権投資の基本的枠組が変化し、[D] については投資利益率も大きく減少するということになる。この譲渡債権の投資利益率を、ここでは処分利益率とよんでおこう。つまり、これまで使用してきた投資利益率という用語を、正常債権・不良債権に関する利子率と、譲渡債権に関する処分利益率とを包括する上位概念として用いるわけである。

以上を一表化すれば、次のようになる。

図表33

キャッチアップ方式に関する米山 [2003] の考え方

	[A] 将来 CF (償還額) の見通し	[B] 資金回収 の状況	[C] 債権投資の 基本的枠組	[D] 改定時点以後 の投資利益率
正常債権 不良債権	不変 減少	———自律的回収の継続———		不変———不変 (当初の利子率の獲得)
譲渡債権	減少	———自律的回収の断念 (売却処分)———		変化———大幅減少 (処分利益率)

この図表によれば、正常債権と不良債権とは、将来キャッシュフロー（償還額）の見通しには、不変と減少という相違があるにもかかわらず、自律的回収という共通点によって、債権投資の枠組および投資利益率は変わらないとみなされ、したがって、不良債権についても、改定時点以降

において、正常債権と同様に、当初の利率が獲得できなければならない（当初の利率の獲得という意味で、正常債権と不良債権とに整合性がなければならない）、という結論が導出されてしまったようである。

こうした米山 [2003] の主張は、(イ)「正常債権と不良債権とは、自律的回収という特質により、改定時点以降においても、その投資利益率は変わらない（共に、当初の利率を獲得できる）」、および(ロ)「正常債権と不良債権とは、将来キャッシュフロー（償還額）の見通しに相違があるが、その相違は、投資利益率に影響しない（共に、当初の利率を獲得できる）」というふたつの命題に分解できるであろう。こうしたふたつの命題を、不良債権（キャッチアップ方式）に即してみれば、次のようになろう。

すなわち、(イ)は、「不良債権では、自律的回収という特質により、改定時点以降においても、当初の利率が得られる」ということになろうが、当初の利率とは、投資利益率の量に他ならないのであるから、この命題は、「不良債権に関し、自律的回収ということが、改定時点以降の投資利益率の量を規定している」と言ってよいのではないだろうか。

次に、(ロ)は、「不良債権では、将来キャッシュフロー（償還額）が減少しているが、改定時点以降においても、当初の利率が得られる」ということであるから、換言すれば、「不良債権では、将来キャッシュフロー（償還額）が減少しているが、そのことは、改定時点以降の投資利益率の量には影響しない」ということになろう。

以上を纏めれば、次のようになろう。

図表34

キャッチアップ方式を支える基礎命題

(イ)：「不良債権では、自律的回収という特質により、改定時点以降においても、当初の利率が得られる」

（「不良債権では、自律的回収ということが、改定時点以降の投資利益率の量を規定している」）

(ロ)：「不良債権では、将来キャッシュフロー（償還額）が減少しているが、改定時点以降においても、当初の利率が得られる」

（「不良債権では、将来キャッシュフロー（償還額）が減少しているが、そのことは、改定時点以降の投資利益率の量には影響しない」）

米山 [2003] におけるキャッチアップ方式は、どうやら、この(イ)および(ロ)というふたつの命題によって支えられているようである。そうであれば、問題は、こうした命題が理論的に成立するかどうかであり、それを論証することこそが、会計理論の役割なのではないだろうか。しかしながら、米山 [2003] においては、前掲の引用文から明らかなように、こうした命題が主張されただけで、そこにとどまっているようである。そこでは、そうした命題の理論的妥当性を論証しようとする試みは、まったくなされていないのである。したがって、筆者なりに検討しなくてはならない。

結論的には、キャッチアップ方式を支えているこのふたつの命題は、理論的に成立しないと筆者は考えている。ごく素朴に考えて、(イ) 自律的回収が図られているからと言って、どうして、不良債権についても、改定時点以降において、当初の利子率が獲得できると言えるのであろうか(そもそも、自律的回収ということが、改定時点以降の投資利益率の量を規定していると、本当に言えるのであろうか)。そして、それと表裏の関係において、(ロ) 正常債権と不良債権とには、他方で、将来キャッシュフロー(償還額)の見通しに相違があるにもかかわらず、どうして、不良債権も、改定時点以降において、正常債権と同様に、当初の利子率が得られるのであろうか(将来キャッシュフロー(償還額)の見通しの相違が、どうして、正常債権と不良債権との、改定時点以後の利子率に影響を及ぼさないのであろうか)。

筆者は、この2点において、どうにも得心がゆかない。そこで、ここに検討しなくてはならないわけである。

まず第1の論点である(イ)「不良債権では、自律的回収という特質により、改定時点以降においても、当初の利子率が得られる」という命題であるが、自律的回収だと、どうして、不良債権は、改定時点以前と同様に、当初の利子率を獲得できなければならないのであろうか(不良債権も、どうして、正常債権と同様に、当初の利子率を獲得できなければならないのであろうか)。自律的回収という概念は、当初の利子率の獲得ということを内包しているのであろうか。この点を論ずるためには、そもそも、自律的回収とは、具体的に何を意味しているのか、ということが明らかにされていなければならない。しかし、米山[2003]においては、論じられていない。そこで、ここでは、図表33の譲渡債権に関する自律的回収の断念ということと対比しながら、自律的回収という概念の含意を、筆者なりに考えてみよう。

最初に自律的回収の断念ということであるが、それは、当該資産が金銭債権性を喪失したことを意味していると筆者は考えている。つまり、この資産から獲得できる損益が、市場への処分にかかわる損益に変質した、ということなのである。便宜、ここでは、この損益を処分損益とよび、受取利息とは区別しておこう。端的に言えば、自律的回収の断念とは、当該資産が企図する損益が、資本貸与による時間的報酬としての受取利息から、それとは異質の処分損益に変質したということに他ならないのである。

そのことを念頭において、自律的回収ということの含意を考えれば、不良債権が、金銭債権という性格を未だ放棄しておらず、依然として受取利息の獲得を企図している、ということの意味していると言ってよいであろう。

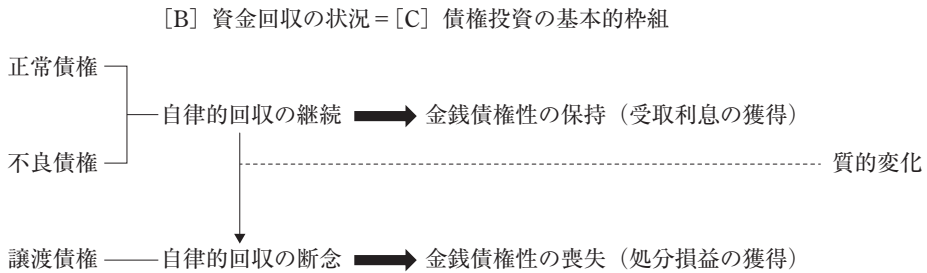
自律的回収の継続・断念ということ、このように考えてよいとしたら、不良債権も、正常債権と同様に、自律的回収が図られているという命題から言えることは、「不良債権と正常債権とを、いわば金銭債権という上位概念で括ることができる」、あるいは「不良債権もそのように金銭債権であるいじょう、受取利息という性質の損益を獲得できる」ということだけであろう。

自律的回収の継続という概念から言えることは、そこ(その損益の質が、正常債権のそれと同じく、受取利息という性質を帯びているという点)までなのではないだろうか。それを越えて、不良

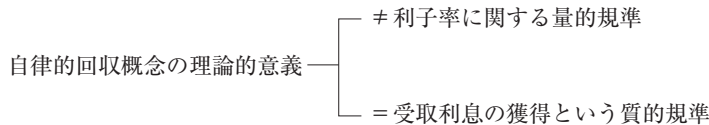
債権が、改定時点以降にも、正常債権と同様に、当初の利子率を獲得できる、という命題を導出できるのであろうか。筆者は否定的であるが、そうした具体的な量的規定の問題は、次の(ロ)にかかわっていると思われるので、改めて、そこで論ずることとして、ここでは、当面、上記したことを纏めれば、次のようになろう。

図表35

(イ) 自律的回収概念の位置づけ



(ロ) 自律的回収概念の意義



以上のように、自律的回収という概念（[B]）は、受取利息という損益の性質にかかわっているので、[C] 債権投資の基本的枠組とは密接な関係にある。しかし、[D] 改定時点以後の投資利益率の量を規定することはできないと言わなければならない。このように、図表34の命題（イ）は理論的に成立しない、というのが筆者の結論である。

次に第2の論点である（ロ）「不良債権では、将来の期待キャッシュフロー（償還額）が減少しているが、そのことは、改定時点以降の投資利益率の量には影響しない（つまり、当初の利子率に相当する受取利息が獲得できる）」という命題を俎上に載せよう。米山 [2003] においては、「不良債権について、自律的回収が最善の選択」ということを所与の前提にして、その意味づけ（[C]・[D] との関係づけ）をしているだけであり、どうして自律的回収が最善の選択であるのか、という根拠については、まったく言及されていない。しかし、ここでは、どうして、不良債権という自律的回収の道を選択したのか、その根拠は何なのか、という視点から考察することとした。

ここでは、前稿の図表31の事例（第Ⅱ期期末時に、第Ⅲ期期末の償還額が、13,310から12,826に改定されたという事例）を用いて、具体的に検討しよう。この事例では、改定後における第Ⅲ期の実質的な利子率は6%（ $(12,826 - 12,100) / 12,100 = 6\%$ ）、当初の利子率は10%である。そこで、

まず、譲渡債権に関する処分利益率が、8%であるとしよう。この場合、当初の利子率10%と処分利益率8%とを比較して、前者のが高いからと言って、自律的回収の道が選択されるであろうか。10%という当初の利子率というのは、償還額が12,826に減少したいじょう、第Ⅲ期に関するかぎり、現実とは無関係に、あくまで、改定時点以降においてもその利子率が得られるべきであると観念的に想定されたいわば規範的な数値にすぎない。それに対して、処分利益率8%というのは、現実根差した数値に他ならない。こうした素性の異なる数値を比較して、どのような意味があるのであろうか。そのことを考えれば、共に現実根差した、処分利益率8%と改定後の利子率6%とを比較し前者のが高いところから、不良債権として自律的に回収することを断念して、処分による損益の獲得を選択するのではないだろうか。

そのことを念頭において、譲渡債権に関する処分利益率が4%であったとしよう。この場合には、結果的には、不良債権として自律的回収の道を選択するであろう。しかし、その根拠は、すぐ上で考察した原則論によれば、[処分利益率4% < 当初の利子率10%]にあるのではなく、[処分利益率4% < 改定後の利子率6%]にこそあると考えるべきであろう。そうであれば、予測どおりに推移したとき、第Ⅲ期期末には、6%の受取利息が得られれば良いはずである。なぜこの場合にも、当初の利子率10%が、得られなければならないのであろうか。

この点を企業の経済活動の描写という視点から再言すれば、次のようになろう。いま、改定将来キャッシュフロー（償還額）が減少したとすれば、正常債権は、不良債権か譲渡債権かのいずれかの道を選択しなければならない。その場合には、改定後の利子率が、当初の利子率より低いとしても、[改定後の利子率 > 処分利益率]であるかぎり、その低い改定後利子率でも、当該企業は、資本を貸与し続けるのではないだろうか。したがって、低下した改定後利子率に相当する受取利息額の受取りに甘んずるより仕方ないのである。

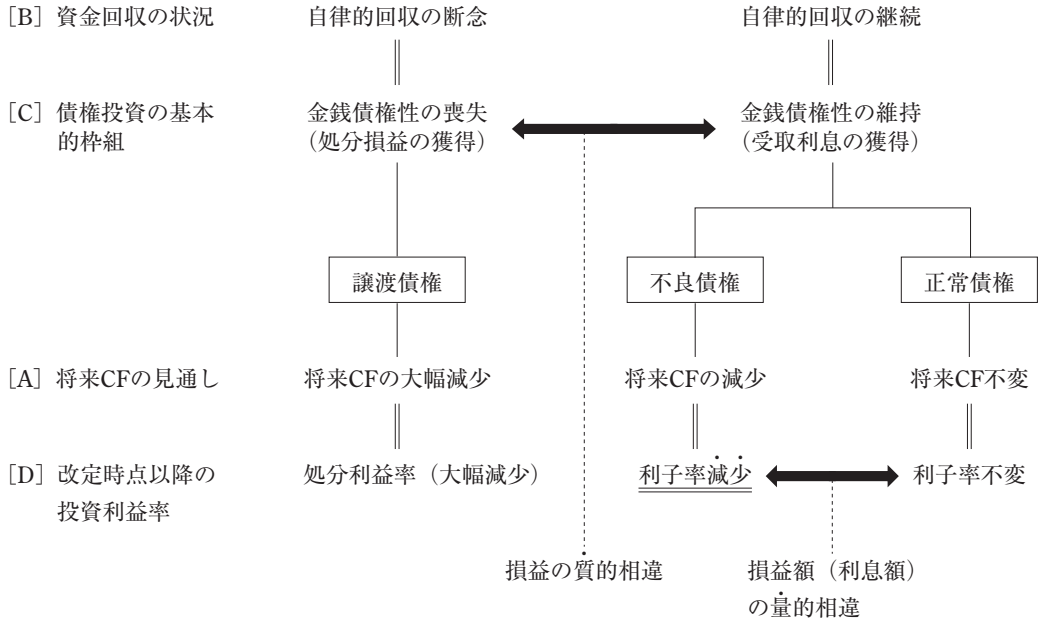
以上のように考えれば、不良債権では、将来キャッシュフロー（償還額）の減少を反映して、改定時点以降の投資利益率の量が（改定後利子率まで）減少することにならざるを得ないのである。かくして、図表34における命題（ロ）も、理論的に成立しないと言わざるを得ない。

図表35（イ）に以上の知見を加えて一表化すれば、図表36のようになる。

図表34に掲げた米山〔2003〕の命題（イ）「不良債権では、自律的回収ということが、改定時点以降の投資利益率の量を規定している」は、理論的に成立しない。つまり、自律的回収の維持・断念は、損益の質的相違をもたらすのである。他方、命題（ロ）「不良債権では、将来キャッシュフロー（償還額）が減少しているが、そのことは、改定時点以降の投資利益率の量には影響しない」も、理論的に成立しない。つまり、将来キャッシュフロー（償還額）が減少した不良債権では、改定時点以降の利子率（投資利益率）が減少しなければならない（図表36の二重下線部分）。

かくして、不良債権に関して、改定時点以降において、キャッチアップ方式が主張する、当初の利子率に基づく受取利息が獲得できるような損益計算は、理論的に成立しない、というのが筆者の結論である。

図表36



(ii) 資産評価の妥当性

次に、資産評価の側面から、キャッチアップ方式の問題点を俎上に載せるが、ここでも、図表31の事例（第Ⅱ期期末時に、第Ⅲ期期末の償還額が、13,310から12,826に改定されたという事例）で検討する。キャッチアップ方式によれば、第Ⅲ期期末の期待回収資本額が、13,310から12,826へと改定されただけでなく、その12,826への変更に影響されて、第Ⅱ期期末の回収資本額（つまり第Ⅲ期期首の投下資本額）も、12,100から11,660へと変更されたのであった。キャッチアップ方式の特質は、このように、資産評価の視点からすれば、第Ⅱ期期末回収資本額＝第Ⅲ期期首投下資本額が、12,100から11,660に変更されている点に認められるのである。この点、プロスペクティブ方式においては、第Ⅱ期期末回収資本額＝第Ⅲ期期首投下資本額は変更されることなく、12,100のままなのである。そうであれば、キャッチアップ方式の資産評価に関する理論的問題点は、そうした評価額の変更に、合理性があるかどうかである。換言すれば、第Ⅱ期期末回収資本額＝第Ⅲ期期首投下資本額として、12,100と11,660とのうちのいずれに、妥当性が認められるのであろうか。

そこで、この点を検討しなくてはならないが、この論題は、会計上の記録の意義にかかわっている。すなわち、会計が、現実に生じた企業の経済活動（経済事象）を忠実に描写する機構であるかぎり、会計上の評価にしても、現実に生じた企業の経済活動（経済事象）という事実に裏打ちされたものでなくてはならないはずであろう。すなわち、その評価額には、その間に生じた企業の経済活動（経済事象）が、すべて反映されていなければならないはずなのである。そのことは、減損事象にかかわる割引債の評価に関しても、異なるところはない。

そこで、この点を、(1)でふれた投下資本回収計算という観点からみてみよう。まず前稿の図表24における第Ⅰ期を取り上げれば、割引債に関する投下資本回収計算は、次のように説明できよう。すなわち、第Ⅰ期期首に購入した段階で、現実に生じた購入活動に伴う支出額10,000が、第Ⅰ期の投下資本額になる（こうした表現には問題なしとしないが、当面度外視しておく）。そして、第Ⅰ期の間、それを保持し続けたということは、当該企業が、資本貸与という経済活動を現実に行なったということであるから、そうした事実に裏打ちされて、受取利息1,000が発生する。そして、第Ⅰ期に生じた経済活動は、これだけである。その結果、その元利合計額11,000が、第Ⅰ期の回収資本額になるのである。

このように、割引債に関する第Ⅰ期期首額、および第Ⅰ期期末額のいずれについても、現実に生じた企業の経済活動（経済事象）に基づいて算出されているのである。したがって、10,000および11,000という数値には、その間に生じた企業の経済活動（経済事象）が、すべて反映されている。かくして、その数値は、それぞれ第Ⅰ期期首の投下資本額および第Ⅰ期期末の回収資本額を意味し得るのである。そのかぎりでは、割引債の評価額は、事実に裏打ちされて決定されているわけである。

そして、割引債の損益は、時間的損益という特質を帯びているがゆえに、この第Ⅰ期期末の回収資本額は、第Ⅱ期に繰越されると、第Ⅱ期期首投下資本額になる。その点については、既に前稿のⅡ(1)(ii)で述べたところではあるが、要するに、割引債等の満期保有目的有価証券は、時間的損益にかかわっているので、時間軸に沿って、2時点比較（期首額と期末額との比較）という形態の損益計算を遂行するわけである。

以上のことを念頭において、当面の課題である第Ⅱ期期末の回収資本額＝第Ⅲ期期首の投下資本額の意味を考えてみよう。

第Ⅱ期についても、その期の元本11,000の資本貸与活動は、現実に継続されたのであるから、受取利息1,100が現実に発生したと考えられる。したがって、第Ⅱ期期末の回収資本額（つまり第Ⅲ期期首の投下資本額）は、元利合計額の12,100とみることができる。そして、第Ⅱ期に生じた経済活動（経済事象）は、これだけである。したがって、定利獲得という割引債の計算目的の遂行にとり必要な経済活動（経済事象）は、すべて12,100という数値に反映されているとみてよいのである。こうした考え方のもとでは、第Ⅱ期期末における、第Ⅲ期に獲得できるキャッシュインフロー（償還額）の13,310から12,826への変更は、単に、第Ⅲ期という将来期における回収資本額の改定を意味するにすぎず、第Ⅱ期期末の回収資本額＝第Ⅲ期期首の投下資本額には関係がないことになろう（これは、実は、プロスペクティブ方式の考え方に他ならない）。

会計上の損益計算が、当該会計期間に生じた企業の経済活動に基づく利益額の算出を企図しているいじょう、第Ⅱ期期末時＝第Ⅲ期期首時におけるこの12,100という数値は、そうした会計の論理にそぐっているのである。

その点、11,660は、どうであろうか。12,100のように、企業の経済活動に裏打ちされた数値と云ってよいのであろうか。前稿の図表32に示したように、キャッチアップ方式においては、不良債権に関する「改定時点以降にも、当初の利率が獲得されなければならない」という、観念的

に想定された規範的命題が所与の前提になっている。11,660という数値は、そうした論理に規定されて、第Ⅲ期という将来の損益（利子率）が当初と同じになるようにするために算出されたものに他ならない。そこでは、企業の経済活動（経済事象）としては未だ生じていない第Ⅲ期という将来の損益額（利子率）がまず定まり、次いで、そうなるように、第Ⅱ期期末額＝第Ⅲ期期首額が逆算されたのである。

そうであれば、11,660という数値は、既に生じた企業の経済活動を忠実に描写する機構としての会計に、そぐっていないのではないだろうか。

以上のように考えれば、第Ⅱ期期末の回収資本額＝第Ⅲ期期首の投下資本額に関する12,100から11,660への変更は、会計的にみて有意味であるとは思われない。すなわち、キャッチアップ方式における11,660という数値は、第Ⅱ期期末の回収資本額＝第Ⅲ期期首の投下資本額としては理論的に妥当でない、というのが筆者の結論である。

(iii) 減損仕訳の根拠

最後に、減損仕訳の理論的根拠について検討しよう。キャッチアップ方式によれば、図表31のように、第Ⅱ期期末において、[減損440, 割引債440]という減損の仕訳がきられるが、問題は、その理論的根拠である。どのような理論的根拠によって、この仕訳がきられたのであろうか。それは、きわめて重要な問い掛けであるにもかかわらず、これまで、十分な論議が尽くされたとは、とうてい言えない。例えば主観のれん説にしても、既述のように、設備資産にかかわる減損の期間帰属性の理論的根拠（減損額がキャッシュフローの改定時に帰属することの理論的根拠）をまったく明らかにしておらず、そのかぎりで、理論的に破綻しているのである。そこで、キャッチアップ方式における減損についても、改めて、その理論的根拠を明らかにしておかなければならないわけである。

こうした仕訳がきられるとしたら、まず考えられることは、簿価12,100を改定額11,660に変更せしめるような企業の経済活動（経済事象）の生起であろう。現に、設備資産の減損に関するFASB方式においては、清算・再投資といった企業の経済活動（経済事象）の生起が想定されており、そのことが、減損仕訳の理論的根拠になっているのである。はたして、キャッチアップ方式の場合にも、そのように、清算・再投資といった企業の経済活動（経済事象）の生起を想定できるのであろうか。

結論的には、キャッチアップ方式の場合には、理論的に不可能であると筆者は考えている。なぜなら、設備資産の場合に、清算・再投資の想定が有意味であったのは、用途変更ということが可能であったからである。すなわち、設備資産については、同一の資産であっても種々の用途に使用することが可能なので、ある用途につき収益力が低下したとしても、別の用途に用いれば、売却するより有利な結果が得られる可能性が、ないではない。しかし、そのさいには、清算・再投資を想定せざるを得ないのである。かくして、このような清算・再投資の想定によって、減損仕訳を改定時点できること（減損仕訳の改定時点帰属性）が、理論的に妥当視されるのである。

しかし、その点、割引債等の満期保有目的有価証券の場合には、その投下目的は、不良債権に

しても、定利獲得に限定されており、基本的に用途変更ということはありません。したがって、清算・再投資といった企業の経済活動（経済事象）は、想定し難い。かくして、何らかの企業の経済活動（経済事象）によって、キャッチアップ方式の減損仕訳を根拠づけることは、困難であると言わざるを得ない。

そうだとすると、減損の仕訳を改定時点できることは、会計の論理からすれば、不可能ということになる。しかし、キャッチアップ方式においては、改定時点に減損の仕訳がきられているいじょう、会計の論理にそぐっているかどうかは別にして、何らか理由（根拠）があるとも思われる。もっとも、その点については、明言されているわけではないので、筆者の推測を述べるより仕方ないが、それは、改定時点以後にも当初の利率が獲得できるようにするためには、資産の評価減が必要となるが、そうした資産評価減の必要性のために、[減損440, 割引債440]という減損の仕訳がきられたのであろうか。減損の仕訳は、前記の設備資産の場合には清算・再投資という企業の経済活動（経済事象）の表現であったのに対して、この場合には、単に、割引債の簿価12,100を改定額11,660に変更するためのいわば修正仕訳ということになるであろう。

しかしながら、こうした理由による減損仕訳の正当化は、理論的に成立しないと筆者は考えている。まず第1に、この正当化の根底には、「改定時点以後にも、当初の利率が獲得されなければならない」という観念的に想定された規範的命題が、隠伏していると思われるが、そうした命題は、現実に生じた企業の経済活動の表現機構という会計の特質に悖っていると思われるからである。すなわち、(ii) でふれたように、そこでは、未だ生じていない第Ⅲ期という将来の損益額（利率）がまず定められ、次いで、そうなるように、11,660という第Ⅱ期期末額が、いわば逆算されたのである。それは、明らかに、上記したような、生じた事実の表現機構としての会計に悖っていると言わざるを得ない。

そして第2に、その「改定時点以後にも、当初の利率が獲得されなければならない」という観念的に想定された規範的命題にしても、改定時点を含む会計期間だけは当初の利率が得られないので、理論的に貫徹されていないということが指摘されなければならない。すなわち、キャッチアップ方式によれば、キャッシュフロー（償還額）減少の見込みが、予測どおりに推移すれば、改定時点より後の会計期間においては、たしかに、当初の利率を獲得できるが、しかし、改定時点を含む会計期間については、減損が計上されるので、投資利益率は、当初の利率より減少するはずなのである。

そのことは、きわめて当然のことであるが、図表31によって、確認しておこう。この事例において、第Ⅲ期には、その受取利息額は、[第Ⅲ期期首額11,660×当初利率0.1=1,166]として算出されるので、たしかに、第Ⅰ期と同じく、当初の利率（10%）が得られている。しかし、問題は、第Ⅱ期であり、そこでの投資利益率は、 $[(1,100 - 440) / 11,000 = 6\%]$ として算出されるので、減損が計上される、改定時点を含む第Ⅱ期だけは、当初利率に相当する利息が獲得できないのである。どうして、改定時点を含む会計期間だけは、その投資利益率が、当初利率より低くてよいのであろうか。しかし、その点については、まったく説明されていないのである。

この点、将来キャッシュフロー（償還額）の見込みが減少したいじょう、全体回収額は、減少しているのであるから、全体計算で見た場合、投資利益率は、必ず低下している。したがって、すべての会計期間において、当初の利子率を獲得することは、論理的に不可能なはずである。そうであれば、どこかの会計期間においては、当初の利子率以下になっているはずであるが、それが、どうして、「キャッシュフローの減少が発見された時点」ないし「減損が計上される時点」でなければならないのであろうか。キャッチアップ方式を正当化する議論は、その点を合理的に説明しなければならないが、まったく説明されていないのである。そうした説明の欠如は、重大な理論的欠陥と言わざるを得ない。

× × × × ×

以上のように、キャッチアップ方式は、現行会計の説明理論という視点からすると、理論的に成立しない。結論的には、基本的な考え方としては、プロスペクティブ方式が妥当であると筆者は考えているが、しかし、この方式にも、批判があるし、また、たしかに、内在的に首尾一貫していないという問題点も、ないではない。そこで、最後に、この点を、次の(4)において検討することにしよう。

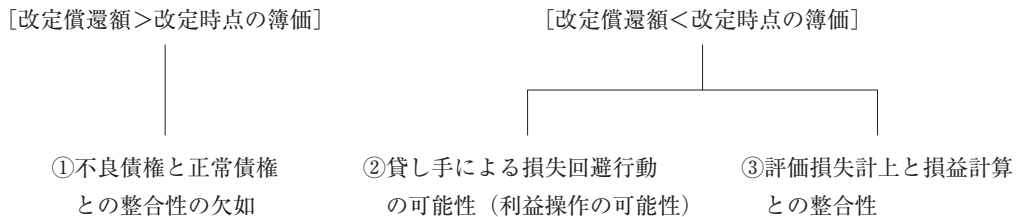
(4) プロスペクティブ方式の理論的問題点

(i) 問題点の整理

まずプロスペクティブ方式の問題点としては、米山 [2003] において、①（不良債権の、改定前後の利子率が異なるところから）不良債権と正常債権との整合性の欠如、および②（返済期限の延長による）評価損失計上の回避行動の可能性（利益操作の可能性）という2点が指摘されている。このうち前者は、[改定された償還額 > 改定時点の簿価] というケース a（前稿の図表29）を前提にした問題点であるのに対して、後者は、[改定された償還額 < 改定時点の簿価] というケース b（同じく図表30）を前提にした問題点に他ならない。

米山 [2003] において指摘されているのは、この2点であるが、しかし、[改定された償還額 < 改定時点の簿価] というケース b（図表30）については、③評価損失計上という処理自体の妥当性（評価損失計上と損益計算目的との整合性）という問題点を挙げなければならないと筆者は考えている。以上を纏めれば、次のようになろう。

図表37



このうち①は、原則的な考え方にかかわっているが、要するに、不良化の前後で同一の利率に基づく受取利息が計上されるべきことの妥当性を大前提に据えたうえで、プロスペクティブ方式によれば、見積りの修正以後は、利率が低下してしまうこと（不良化の前後で、不良債権の整合性がないこと、あるいは不良債権と正常債権との整合性がないこと）を批判したものである。しかし、そうした批判が成立しないことは、既に、(3)において縷々説明した。そこで、ここでは、[改定償還額<改定時点の簿価]のケースに関して、③の問題を(ii)で、そして②の問題を(iii)で検討することにする。

(ii) 評価損失計上と損益計算との整合性

まず③評価損失計上と損益計算との整合性の問題であるが、これは、[改定償還額<改定時点の簿価]のケースであるから、図表30の事例を念頭において考えてみよう。

図表30では、第Ⅱ期期末時点において、第Ⅲ期期末のキャッシュインフローの見積りが、第Ⅱ期期末の簿価12,100より低い11,616になったと想定されている。この場合、プロスペクティブ方式の処理と一般にみなされているのは、図表30に示したように、第Ⅱ期期末の簿価を、改定された見積りキャッシュインフロー11,616にまで切り下げ、したがって、旧来の第Ⅱ期期末簿価12,100との差額484(=11,616-12,100)を減損として計上する会計処理である。しかしながら、こうした仕訳は、本当に、損益計算を計算目的とする現行の処理体系に適合しているのであろうか。

11,616という数値は、言うまでもなく、将来の回収可能額であるから、ストックとしての経験的意義は、たしかに明らかである。しかしながら、今日の説明理論というのは、投下資本回収計算としての損益計算を計算目的としなければならないと思われるが、将来の回収可能額という概念は、そうした損益計算体系に位置を占め得るのであろうか。

その点、将来の回収可能額という数値は、財産計算あるいはリスク・実態表示を計算目的とする体系においてこそ有意義であるとしても、損益計算という計算目的には適合していないと筆者は考えている。

投下資本回収計算としての損益計算を計算目的とするかぎり、記録される数値は、現在までに現実に生じた経済活動(経済事象)を反映していなければならない。その点については、既に(3)(ii)で論じたように、12,100という数値には、それまでに生じた経済活動(経済事象)は、損益計算の視点からは、すべて反映されているはずなのである。逆に言えば、11,616というのは、将来に期待されるキャッシュインフロー(将来事象)にすぎず、当期の損益計算には、関与していないはずなのである。

プロスペクティブ方式の原則的処理方法は、図表29に示したように、「第Ⅱ期期末簿価は12,100のままとしつつ、将来キャッシュインフローの減少は、第Ⅲ期の利率に影響させる(第Ⅲ期の利率を減少させる)」というものであった。[改定された償還額11,616<改定時点の簿価12,100]の場合に、プロスペクティブ方式の処理と一般にみなされている図表30の仕訳は、図表29に示したプロスペクティブ方式の基本的発想に背馳しているのである。

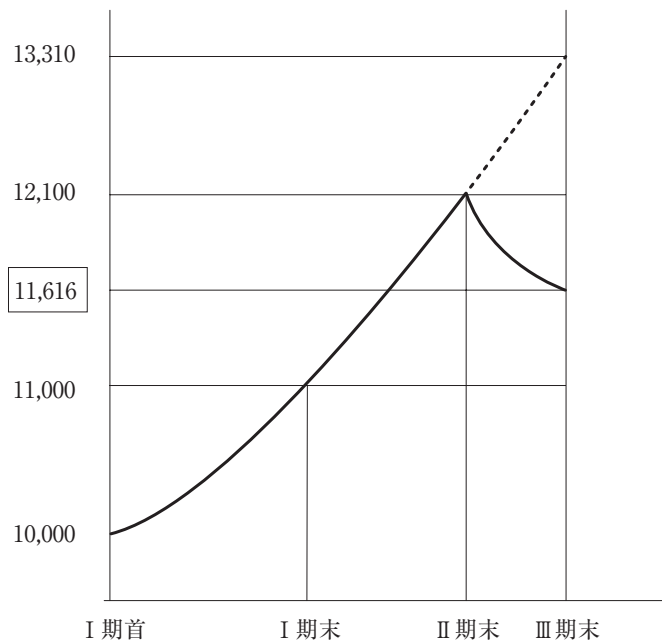
プロスペクティブ方式の基本的発想に適う処理方式というのは、上記のように、「将来のキャッシュインフローを改定した時点の簿価はそのままに据え置き、将来のキャッシュインフ

ローの減少は、改定時点以後に影響させる」ものであるが、ただし、第Ⅱ期期末簿価12,100と第Ⅲ期期末の改定キャッシュインフロー 11,616との差額は、ここでは、貸倒れと考えておこう。これが、プロスペクティブ方式に適った処理方式であると筆者は考えている（なお、この処理方式を、ここでは理想型とよんでおこう）。

図表38

〔改定された償還額<改定時点の簿価〕のケースに関する
プロスペクティブ方式の理想型

(イ)



(ロ) 第Ⅱ期期末の資産評価額：12,100（簿価のまま）

第Ⅱ期期末の減損：なし（計上せず）

(ハ) 仕訳

第Ⅰ期期首：割引債10,000, 現金10,000

第Ⅰ期期末：割引債 1,000, 受取利息 1,000

第Ⅱ期期末：割引債 1,100, 受取利息 1,100

第Ⅲ期期末：現金11,616, 割引債12,100

貸倒損失 484

(iii) 損失回避行動の可能性（利益操作の可能性）

次に、損失回避行動の可能性（利益操作の可能性）であるが、米山 [2003] は、プロスペクティブ方式の〔改定された償還額<改定時点の簿価〕のケースについては、図表30が妥当であるとみ

なしているようなので、改定時に、評価損失が計上されることになる。しかし、その場合、借り手と貸し手との談合により、評価損失の計上を避けることができると主張し、そのことを、プロスペクティブ方式の理論的欠陥とみなすのである。この点につき、米山 [2003] は、次のように述べている（米山 [2003] 49～50ページ）。

いま債権の返済が滞り、まさしく簿価に満たないようなキャッシュフローしか回収できない見通しとなった場合を想定する。このとき何の対策も講じなければ、prospective approachのもとでも評価損失の計上が求められることとなる。しかし借り手からの要請に応じて貸し手が返済期限の延長ないし遅延を認めると、事態は変わってくる。というのも、返済を遅らせればその分だけ、絶対額でみた借り手の要支払額、すなわち貸し手にとっての回収可能見込額は大きくなることが予想されるからである。返済の遅延に伴う延滞利息の分だけ、より多くの支払いに借り手が応じなければ、債権債務のリストラクチャリングに係る交渉は成立しない。逆に言えば、より多くの資金返済に借り手が応じるかぎり、延滞に係る合意は常に成立する余地が残されている。

かりに遅延の合意が成立すると、prospective approachのもとでは、現在価値でみた支払額には何の変化もみられないにもかかわらず、評価損失の計上回避が許されることとなる。つまり借り手との協議により返済期限を意図的に遅らせるような利益操作が、貸し手に認められてしまうのである。もちろん、こういう利益操作は許されるものとはいえない。これを排除するためには、prospective approach 以外による配分計画の修正を求めた、新たなルールが必要となってくる。基準書第114号が公表された理由は、第一に、こう考えることができる。

プロスペクティブ方式の「改定された償還額<改定時点の簿価」のケースに関する米山 [2003] のこうした批判は、理論的に成立しないと筆者は考えている。すなわち、米山 [2003] の上記の主張は、図表30を前提にしている。そのために、評価損が計上され、その回避行動が必要になるのである。しかし、プロスペクティブ方式における「改定された償還額<改定時点の簿価」のケースの場合、理論的に妥当な処理は、(ii) で論じたように、図表38の処理に他ならない。この図表38によるかぎり、将来のキャッシュインフローの改定にさいして、評価損は、計上されない。したがって、その回避行動という問題も、生じないことになるのである。

× × × × ×

以上のように考えれば、プロスペクティブ方式に対する米山 [2003] の批判は、理論的にみて妥当でない。「改定された償還額<改定時点の簿価」のケースについて、図表38のように是正すれば、満期保有目的金融資産については、プロスペクティブ方式が、現行の損益計算体系に適合する処理である、というのが筆者の結論である。

参 考 文 献

- 笠井 [2005] : 笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
米山 [2003] : 米山正樹著『減損会計——配分と評価 (増補版)』森山書店